

甲賀市社会福祉協議会 虐待防止指針（障がい）

令和4年（2022年）3月作成

令和5年（2023年）4月改訂

令和6年（2024年）7月改訂

令和7年（2025年）3月改訂

令和8年（2026年）3月改訂

社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会

1. 基本方針

利用者（高齢者、障がい者）の人権の擁護、虐待の防止を目的に、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防および早期発見のための措置等を定め、すべての職員がこれを認識し、本指針を遵守して、福祉の増進に努める。

2. 虐待とは

- ・利用者（対象者、要支援者、相談者）が家族や第三者（他の団体職員等含む）から虐待を受けている場合や利用者（対象者、要支援者、相談者）に社協職員が虐待となる対応をしている場合など、さまざまなケースがあります。以下に虐待の種類を整理しました。

（虐待の種類）

① 身体的虐待	身体に外傷が生じる。もしくは生じるおそれのある暴行を加えること。正当な理由なく身体を拘束すること
② 性的虐待	わいせつな行為をすること、又はわいせつな行為をさせること
③ 心理的虐待	暴言、拒絶的な対応または不当な差別的言動、その他心理的外傷を与える言動を行うこと
④ 放棄・放置	衰弱させるような減食または長時間の放置、他者による虐待行為と同様の行為の放置、その他養護すべき職務上の義務を怠ること
⑤ 経済的虐待	財産を不当に処分すること、その他不当に財産上の利益を得ること

虐待かどうか考えるに当たってのポイント

虐待であるかどうかの判断・認定は市が行うが、市への通報と同時並行で、組織内で考えるに当たっては、以下の①～③のポイントに留意する。なお、市の判断において虐待でないことが確認できるまでは虐待案件として対応する。

①虐待をしているという「自覚」は問わない

虐待案件においては、虐待をしているという自覚のある場合だけでなく、自分がやっていることが虐待に当たると気づいていない場合もある。また、しつけ、指導の名の下に不適切な行為が続けられていることもある。

②当事者本人の「自覚」は問わない

自分のされていることが虐待だと認識できない場合がある。また、長期間にわたって虐待を受けた場合などでは、当事者が無力感から諦めてしまっていることがある。このように当事者本人から訴えの無いケースでは、周囲が積極的に介入しないと、虐待が長期化したり深刻化したりする危険がある。

③親や家族の意向が利用者本人のニーズと異なる場合がある

虐待については、家族への事実確認で「これくらいのことは仕方がない」と虐待する側を擁護したり虐待の事実を否定したりすることがある。これは、支援してもらっているという家族の気持ちや、他に行き場や支援機関がないという状況がそういう態度を取らせているとも考えられる。家族からの訴えがない場合であっても、虐待の客観的事実を確認して、本人の支援を中心に考える必要がある。

3. 虐待の防止に向けた具体的な取り組み

(1) 虐待防止委員会の設置

設置要綱に基づき本会の施設及び各福祉サービスの利用者に対して、虐待の防止と早期発見及び適切な対応の推進に努め、利用者の安全と人権を擁護する。

(2) 虐待防止受付窓口の設置

事業所ごとに虐待防止の取り組みを推進するため、虐待について相談できる虐待防止受付窓口担当者を設置する。

虐待防止受付窓口の主な役割は下記のとおり

- ・虐待防止の推進
- ・虐待相談の受付対応
- ・虐待相談受付後の対応
- ・事実確認・調査後の対応

(3) 職員の資質・意識の向上（虐待防止委員会の役割）

- ①職員の虐待防止研修の実施
- ②虐待防止啓発運動の実施

(4) 利用者の声、サービス提供のモニタリング

所属長は利用者本人・家族との個別面接の実施や日々のサービスに関わる意見とともに、虐待事案につながる可能性がないか常にチェックする。

また、虐待案件は、大きな問題には至らないと思われるような出来事から、次第に深刻な虐待に発展していく危険性を有しているため、毎年サービスを点検する。

(5) 事業者としての責務に基づく職員への働きかけ

所属長は、利用者の人権擁護の意識を高め、地域に開かれた事業所として、利用者が安心してサービスを利用できるよう、職員一人ひとりに周知・徹底させる。

(6) 通報等による不利益な取り扱いの禁止

虐待通報したことにより、職員等が刑法等の守秘義務違反に問われたり、解雇、降格、減給等の処分を受けることはない。また、通報や相談を受けた委員は、通報、相談をした者を委員以外の者に特定されるような言動は行わないものとする。

(7) チェックリストを活用した定期的な自己点検並びに早期発見に心がける。

毎年法人全体の虐待防止および身体拘束適正化研修開催に合わせて、チェックシートによる自己点検並びに早期発見につながる取組に努める。

4. 虐待発生時の対応

虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した職員は、「虐待防止受付窓口担当者」または「虐待防止・委員会」へ相談や報告を行う（利用者本人から虐待の申し出を受けた職員についても同様である）。職員から相談や報告を受けた「虐待防止受付窓口担当者」「虐待防止委員会」は、その内容を「虐待受付票」に記録し、速やかに組織的な対応を図り、市へ通報する（虐待であるかどうかの判断・認定は市が行う）。なお、「事実確認票」については、市へ一報後に、事実確認・調査を行い記録する。その後、虐待者・関係者等への詳細な聞き取りを経て実態を把握し、把握した結果の如何にかかわらず、市へ報告する。

5. 成年後見制度の利用支援

利用者、家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、適切な窓口を案内するなどの支援を行う。

6. 虐待等に係る苦情解決方法

虐待等の苦情相談については、法人が定める苦情解決に関する規程に基づき対応、解決に努力する。

7. 当該指針の閲覧

利用者および利用者家族は、いつでも本指針を閲覧することができる。法人のホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とする。

虐待と思われる事案発生

即時報告

虐待防止受付担当者または所属長
(管理者) へ報告。関係機関連絡

チェックシート使用

様式第 2-1 号「ケアマネジャー用」
様式第 2-2 号「訪問系用」
様式第 2-3 号「通所介護用」
様式第 2-4 号「計画相談用」
様式第 2-5 号「作業所用」
それぞれ該当の様式によりチェック

速やかに通報

委員会と調査協力

長寿福祉課、包括支援センターまたは障がい福祉課へ
チェックシートの内容を基に通報。

【連絡先】

長寿福祉課：69-2165

包括支援センター

水口：65-1170

土山：66-1610

甲賀：88-8136

甲南：86-8034

信楽：82-3180

障がい福祉課：69-2161

家庭児童相談室：69-2177

・状況把握
・改善計画

様式第 3 号「虐待通報連絡書」により報告 (7 日以内)

当該事業所
と調査協力

虐待防止および身体拘束適正化委員会

- ①虐待の事実確認のための情報収集、該当事業所の状況把握。
- ②原因の分析および再発防止策の検討 (様式第 4-2 号)
- ③当会職員による場合
 - ・第三者委員会への報告、相談
 - ・当該事業所との改善計画の策定 (様式第 4-1 号)
- ④被虐待者への対応の検討 (当会職員による場合)
- ⑤虐待防止および身体拘束適正化のための研修企画・実施

・当会職員による
場合の報告
・調査結果の報告

第三者委員

報告

指導

自己点検チェックシート

10月25日～31日

様式第 1 号「自己点検チェックシート」
により全職員自己点検チェック。

11月～1月

(様式第 1 号)

法人虐待防止および身体拘束適正化研修
伝達研修において、様式第 1 号別表により
各所属で振り返り。委員会へ提出